

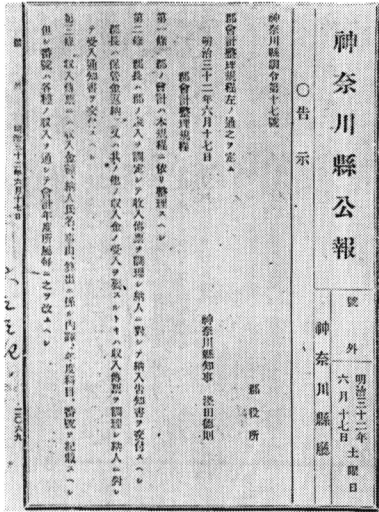
課の地方掛、第五課の国費掛・県費掛で処理されたことがわかる。

このうち、九九年十二月内務部第六課新設、一九〇二年三月勅令第七三号により港務部設置、一九〇三年監獄署の司法省移管などの改正があるが、内務部と警察部を支柱とする県行政の体制は、一九〇四年まで変わっていない。というのは、新設の港務部は、もともと内務部第六課だったもの（『資料編』16近代・現代⑥<sup>四</sup>）が昇格したものであり、しかもその財政は、おそらく、すべて国庫によって負担されていたと思われる、県の財政としては表にあらわれてこないからである。

だが、一九〇五（明治三十八）年四月勅令第一四〇号「地方官官制中改正」によって、各府県は第一―四部を置くこととされた（神奈川県には、このほかに港務部がある）。これにもとづいて、県では「知事官房各部事務分課」（『資料編』16近代・現代⑥<sup>五</sup>）を作成し、事務分掌を定めたが、財務関係事務は、第一部地方課地方掛、同部会計課国費掛・県費掛・調度掛などで処理されることとなった。

ところが、一九〇七年ないし〇八年五月以前にさらに変更があり、再び内務部・警察部・港務部の三部にもどり、以後明治期はこのままで経過する。ここでは、財務は内務部会計課・同部地方課などの所管であった。

こうしてみると、途中で第一―四部というかたちになった三年間を含んで、前後一四年間、すなわち、本章で対象とする時期のすべてを通じて、県庁機構は内務部・警察部および一九〇二年以降の港務部から成っていたことになる。そのうえ、途中の三年間も、事実上は内務部を第一―三部に、警察部を第四部にと組みかえたにすぎなかったと思われる。したがって、ここには明治前期のめまぐるしい部課の変遷とは違って変わった、行政機構の安定が見出されるといってよい。それは、維新以来三〇年間の試行錯誤をへて、地方制度がようやく制度として安定・定着したことの一端を神奈川県においてあらわしているのであろう。なお、この時点で、港務部をもつにいたったのは、日本最大の港をもつ本県として、港湾行政が本格的に県レベル



郡会計整理規程

県史編集室蔵

で内務部から独立した組織としてとりあげられたことを意味しており、この港務部は一九二四（大正十三）年税関に吸収されるまで本県の機構として存続した。

ついでながら、偶然かもしれないが、県知事もこの間ほとんど同一人物で占められている。というのは、一九〇〇年に着任した周布公平が、以後一九一一年まで一二年間にわたって在任しつづけたからである。一般に、県知事の同一任地での在任期間がどれほどであるかについて定かでないが、少なくとも、これ以前の神奈川県知事の最長が沖守固の八か年、次が中野健明の五か年であったのにくらべて、異常に長いことは事実である。あるいはこれも、この時期の全体的な「安定」のひとつのあらわれなのかもしれない。事実、長年県政における紛争の焦点をなしていた市郡対立は後述のとおり、就任早々の周布知事の調停もあって、いちおうの妥協にいたったのであって、かれはたまたま県政安定の時運に際会したにすぎない面も多分にあるとはいえ、それなりの手腕もあつたのであろう。

**県・郡の新しい「府県制」のもとで、県の財務機構は、右のよう**  
**会計規程** うに整備されたが、その機構を前提にして、具体的・技術的な会計諸規程も当然整備されることになる。すなわち、県レベルでは一九〇一（明治三十四）年三月訓令第一六号「神奈川県会計規程」（『資料編』16近代・現代⑥）で、一〇章八一条に及ぶ詳細な会計の規程が定められた。

また、新しい「府県制」は、同時に新しい「郡制」を伴っているが、県の下部機構としての郡についても、財務会計制度が整えられた。「郡

会計整理規程」(一八九九年六月、同書 三〇)や「郡財務規程」(同書 三〇)が、それに当たる。

また、神奈川県は、旧「府県制」を採用しなかったため、それにもとづく「県税」ではなく、三新法の「地方税規則」にもとづく「地方税」を徴収してきていたのであるが、新「府県制」採用にともなって「県税」を徴収することとなり、九九年七月県令第五〇号「県税賦課規則」(同書 三〇)を制定した。これは県税一般に通ずる規定であるが、この県税を市部に分賦するための根拠規定が、前述のとおり「市部所属ノ県税額分賦ニ関スル件」であり、その細則が「市部県税分賦額徴収細則」(同書 三〇)である。同じく郡部に関する細則が、「郡部県税徴収細則」(一九〇〇年四月県令第二四号、同書 三〇)である。

## 第二節 市郡間経費分担問題

三部経済制採用以来、繰り返し県政をゆさぶってきた市郡間の経費分担問題は、新「府県制」採用前後に最後の高揚期を経過し、それに結着がつけられることによって、県政ないし県財政はいちおうの安定期をむかえることとなる。その意味で、この時点での妥協の成立は、その後の県財政の出発点とみなすことができるであろう。そこで、本節ではその経緯をたどっておくことにする。

## 一 分担をめぐる対立

### 三新法期における分担方式

三部経済制成立以来、郡と市の負担問題の焦点は、市郡が連帯で負担する監獄費・警察費と郡の治水費とであった。というより、多くの場合、県会における多数をたのんで、郡部が市部に監獄費・警察費を多く負担させる方式を主張し、市部はやむなく、一人当たり五倍なり二倍なりの負担をしのび、その代わり、郡部が市部にも負担をせまっている治水費は、大部分が郡部に関わるものであるところから、郡部のみの負担とするとかたちで妥協をしてくていたのであった。それも、決して安定したものではない。たとえば、監獄費についていえば、郡と市の負担は平等たるべきであるという建前から、県提出の予算原案はつねに平等な人口割であり、それを、郡部議員が多数を占める県会が、市部一人当たり二倍などと修正するかたちをとっていた。ところが、一八九四（明治二十七年）の場合、県の原案がはじめから市部一人当たり二倍であったことから、市部議員が連続<sup>べつ</sup>辞職するという事件となった。そして、この紛争のため、九五年度予算は知事により原案執行されることとなった。ちなみに、神奈川県では、この時期しばしば知事の原案執行が繰り返されているが、そのほとんどは、こうした県会自体における市郡対立に根ざした審議未了からくるものであって、県会の一致した意向を、内務大臣の権力をバックにした知事が無視するというようなパターンではない。

ともあれ、たえず動揺しながらも、市郡負担問題は監獄費を市部一人当たり二倍、警察費を二・六倍などとし、その代わり、治水費は郡部負担とするとかたちで、危うくバランスをとって展開していた。ところが、九八年度にいたって、それをくつがえす主張があらわれ、また一波乱がひき起こされることとなる。

**治水費** 一八九八(明治三十一)年十一月、通常県会に提出する九九年度予算の準備のための常置委員会が開かれ、席**負担問題** 上、郡部議員から、相模川・多摩川・酒匂川の三大川の治水費を、従来の郡部負担から郡市連帯にすべしとの

提案がなされた。知事原案では、従来通り郡部負担とされていたが、常置委員会での郡部と市部の議員数は七対五であり、このため、右のような郡部の修正案が県会に提出される運びとなったのである。治水費についての郡部の言い分は、この三大川は、その性質上県下全体の利害に関係するものであるからというのであったが、市部側は他の重課を負っている以上、従来通りそれは郡部の負担とすべしと反論した。加えて、郡部側は、土木費中の国道に属する道路橋梁費の負担割合が、従来人口割負担であったのを、地租・営業税・雑種税・戸数割・賦金を基礎とするよう変更すべきであると主張した。その理由は、人口調べが不完全で、市部人口が過少に計上されているからというのであった。これも、市部への新たな重課をもたらすものである。市部側は、これまた従来の慣例をたてに反対した。しかし、会が成立すれば、多数の郡部側に制せられることが自明であるため、市部側はもっぱら欠席戦術にうったえて抵抗した。

この件は、同年末、知事や県選出代議士らの斡旋あつせんもあって、(一)警察費は原案の人口割および常置委員会案の巡査配当数割に代えて、人口割とする。ただし、市部は一人当たり二・六倍とする、(二)土木費は人口割とする、(三)三大川治水費は原案どおり郡部負担とする、(四)賦金収入は郡市とも各三万五〇〇〇円を連帯収入に繰り込み、道路治水の修築費にあてる、という条件で折り合った(『神奈川県会史』第二巻 五〇二ページ)という。最大のポイントである治水費については、市側の主張が通ったものといえよう。

**若干の問題点** 主として『神奈川県会史』によって述べてきた右の経緯について、なお、いくつか明確にしえない点が残っている。今後の解明のための捨て石として以下に問題点だけ記しておきたい。まず、第一は警察費である。

右の説明では、最終的に「人口割、ただし市部は一人当り二・六倍とする」ことで結着がついたという。この市部警察費分担の倍率については、例年多少変動があり、前年は「三倍三分」、前々年は「三倍四分」であった。こうした年々の倍率の変化が、何にもとづいているのか、『県会史』のかぎりでは、必ずしも明らかでない。したがって、この年の「二倍六分」という倍率の根拠も、必ずしもはっきりしない。さらに、警察費については、こうした問題もある。同書第二卷四九五ページには、この県会での「議決摘要」からの引用として、一八九九（明治三十二）年度警察費の当該箇所「二倍六分」とあるから、同書五〇二ページの記述にもとづいておこなった、これまでの本書の記述は、それと平仄が合っている。ところが、同書第三卷九四五ページには、同年の「警察部及巡査教習所ニ関スル費用」は、「市郡連帯当該年度巡査配置数（傍点は引用者）ニ割合分担」となっている。このままでは、いずれが正しいのかははっきりしない。

第二は、監獄費である。同書第二卷四九六ページには、上述の「議決摘要」からの引用で九九年度監獄費は、「負担割合前項ニ同シ」とあり、その意味は同書四九五ページに従えば、「郡市人口ニ割合負担ス」ることである。この負担割合は、これまで繰り返しふれてきたように、ずっと「市部一人当り二倍」であった。それが、もしここで記されているように、九九年から単なる郡市の人口割に変わったとすれば、それは市部の大幅な負担軽減を意味するはずである。なぜにわかにそうなったのか、これについて、県会でいかなる論議があったのか、『県会史』からだけではその経緯がたどりえない。なお、同書第三卷九四九ページによれば、一八九九・一九〇〇年の二か年（一九〇一年からは国庫支弁に移管、後述の「監獄費」の負担割合は、第二卷四九六ページがいうように、単なる郡市の人口割ではなく、「在監人員ニ割合分担但本県在籍者ハ其ノ本籍地ニ……算入ス」ということとなっている。このくい違いが何に由来するのか、明白でない。また、そのいずれが正確であるにせよ、それと、前述の市郡紛争とのからみも、したがって明確でない。

第三は、治水費である。これこそ、議論の焦点なのに、用語などの点で、なお不分明な点があるようである。まず、同書第二卷四五ページ以下の「明治三十二年度県会郡部会市部会議定事件及郡市連帯地方税負担並収入割合」には、「治水費」という文字はなく、したがって、その負担割合もあらわれていない。ところで、同書四九九ページには「従来同県会に於ては大川の堤防費は郡部の負担なりしを以て、本年も知事は従前の如く郡部負担として議案を常置委員会に提出せしに、同会にては右の如く郡市連帯の地方税にて支弁することに修正」とあるから、右の文書に治水費がないのは、知事提出の議案だからであって、常置委員がおこなったという修正ではないからだ、と解釈できるかもしれない。しかし、それでは知事提出の郡部予算案(同書五一〇ページ)のほうはどうかというと、そこにも「治水費」という文字はなく、「土木費」のなかに「治水堤防費」がある。これが、問題の費目なのである。ところが、これをさすのに『県会史』では、「治水費」「土木費」、あるいは上記のように単に「堤防費」などという文字を用いていて、統一されていない。おそらく当時の用法もそうだったのである。記、読者としてはよほど注意しないと、それらが同一の費目を意味することを見失うおそれがある。また、その金額はわずか三七一六円であって、対立の激しさの割に少額なのに驚かされる。金額より原則の争いだった、ということなのであるか。

さらに、判断しにくいのが、同書第三卷九四六ページである。これは年次ごとの分担割合の一覽表の一部であって、一八九九年の土木費の分担がのせられており、その第三項に「郡内河海治水ニ関スル費用 郡部負担」とある。これは、前年まではなかった部分であって(同書第二卷七八一七九四ページ)、この年からあらわれたものである。しかし、もともと知事原案は、従来のやりかたを引き継いだものであって、さまざまないきさつの結果、治水(堤防)費は原案どおりになった、というのであるから、この年からはじめて、右の文があらわれるのは、理解しがたい。また、原案は治水費をすべて郡部が負担する、となっていて、そう決定したというのならば、右の「郡内」という表現の意味がわかりにくい。「市内」は市が負担した、と読

めるからである。

**監獄費国庫支弁移管** 以上みてきたような都市の対立は、「府県制」採用の一八九九(明治三十二)年にいたってその様相を一変させた。以上みてきたような都市の対立は、「府県制」採用の一八九九(明治三十二)年にいたってその様相を一変させた。た。というのは、一八九九年一月法律第四号により、一八九九年十月から監獄費を国庫支弁に復帰させること

になったからである。もともと、監獄費は国庫負担であったのに、松方財政政策によってなされた中央政府の財政緊縮のおおりで、地方負担に移されたものであった。それゆえ、この負担をめぐる神奈川県内での都市対立の際、郡部が、犯罪は市部に多いゆえに市部に負担を多く負わせるのは当然だと主張するのにたいし、市部はこう反論していた。元来、この種の経費は地方ではなく、国全体の問題として国庫が負担すべきものであり、それができないとすれば、止むを得ないから地方で、つまり郡と市とで負担せざるをえない。とはいえ、国庫に代わるのであるから、別に市部が多く負担する筋合いのものではない、と。もっとも、この反論は少数説のゆえにつねに破れてきていたのであった。それゆえ、この監獄費をもしや県で負担する必要があるとなるといっているのであれば、積年の市郡対立の火種の最大のものが解消するのであるから、県内にはようやく宥和がもたらされるかにみえ、多くの人びとはそう期待したようである。だが、事実はそうはならなかった。

## 二 妥協の成立

**郡部の新要** 「府県制」最初の通常県会は、一八九九(明治三十二)年十一月末に開かれたが、ここでも負担割合をめぐる新要 求 て市郡が対立し、結局、「議決事件及分担収入ノ区分」「明治三十三年度神奈川県歳入歳出予算」などは議決されず、従前と同じパターンの原案執行となった。今回も、三大川の治水費がからんではいるが、それは、どうやらまとまりか



けた郡市協調を破壊せんがための「自由党」のたくらみだったらしく、本筋は、賦金収入の取扱いだっただようである。すなわち、十二月六日に参事会は、(一)警察費を巡査配置数に応じて配分する、(二)衛生病院費を連帯支弁にし、それをまかなう賦金収入も連帯収入とする、(三)勸業費・教育費・監獄費をいずれも戸数基準により配分する、などという案を決定した。ここでの重点は、いずれにせよ、すぐに負担の必要がなくなる監獄費を県財政史上はじめて郡市平等負担にしたという「名」にあるのではなく、新たに市部から大幅の持ち出し(三万二〇〇〇円)になる衛生病院費連帯支弁＝賦金の連帯収入移管という「実」のほうであった。これは、さまざまな妥協策がめぐらされたものの、結局、市部議員の欠席戦術によって成功せず、前述のとおり、本会期の議案は審議未了、原案執行となつたのである。この賦金の連帯収入移管要求は、三大川治水費連帯支弁要求ともども、監獄費というこれまでの重い負担が今後なくなるのだから、市部は今後はこれによって郡部の負担を肩代りすべきだ、とする郡部の新しい要求を意味している。

**市郡協定の成立** 右の紛争のおよそ一年後、一九〇〇(明治三十三)年十二月、周布知事の斡旋で左のとおり(『神奈川県会史』第二卷五〇九ページ)、新たな協定が成立した。そして、それが結局、明治後期を通して、県政・県財政に平安をもたらす半恒久的な協定となつたのである。

一、警察費及警察部庁舎費の外、他の諸税は戸数を以て割合負担の事

二、県費支弁に属する国県道費用及河海の護岸費用に就て市の地籍に在る部分は市部単独負担の事、但他の道路の費用は従前の例に依る事

三、第四十五号国道費は他の国道の例に同じく連帯支弁する事

四、現在市郡各部所属の衛生及び病院費は、連帯支弁の事、但し現在病院敷地は市郡各部の所属に据置く事

五、貸座敷の賦金は連帯収入の事



明治三十三年度		明治三十四年度	
<p>一 警察費</p> <p>警察費及巡查教習所ニ関スル費用</p> <p>市内警察署ニ関スル費用</p> <p>郡内警察署ニ関スル費用</p> <p>警察庁舎建築及修繕費</p> <p>警察部及巡查教習所建築及修繕ニ関スル費用</p> <p>市内警察署建築及修繕ニ関スル費用</p> <p>郡内警察署建築及修繕ニ関スル費用</p> <p>警察部警部長官舎間電話架設及修繕ニ関スル費用</p> <p>市内電話架設及修繕ニ関スル費用</p> <p>郡内電話架設及修繕ニ関スル費用</p> <p>土木費</p> <p>第一号、第二号、第十六号国道ニ関スル費用</p> <p>第四十五号国道仮定県道及之ニ亞クヘキ里道ノ内部ノ地籍ニ属スル部分ニ関スル費用</p> <p>但シ前二項トモ並木敷其他付属ノ費用ヲ包含ス</p>	<p>市郡連帯当該年度巡查配 置数ニ割合分担</p> <p>市 部 負 担</p> <p>郡 部 負 担</p> <p>市郡連帯当該年度巡查配 置数ニ割合分担</p> <p>市 部 負 担</p> <p>郡 部 負 担</p> <p>市郡連帯当該年度巡查配 置数ニ割合分担</p> <p>市 部 負 担</p> <p>郡 部 負 担</p> <p>市郡連帯前々年度十二月 末日現在戸数ニ割合分担</p> <p>市 部 負 担</p>	<p>一 警察費</p> <p>警察部及巡查教習所ニ関スル費用</p> <p>市内警察署ニ関スル費用</p> <p>郡内警察署ニ関スル費用</p> <p>警察庁舎建築及修繕費</p> <p>警察部及巡查教習所建築及修繕ニ関スル費用</p> <p>市内警察署建築及修繕ニ関スル費用</p> <p>郡内警察署建築及修繕ニ関スル費用</p> <p>警察部警部長官舎間電話架設及修繕ニ関スル費用</p> <p>市内電話架設及修繕ニ関スル費用</p> <p>郡内電話架設及修繕ニ関スル費用</p> <p>土木費</p> <p>第一号、第二号、第十六号及第四十五号国道ニ関スル費用但市ノ地籍ニ属スル部分ハ除ク</p> <p>第一号、第二号及第四十五号国道並仮定県道ノ地籍ニ属スル部分ニ関スル費用</p> <p>仮定県道及之ニ亞クヘキ里道ノ内部ノ地籍ニ属スル部分ニ関スル費用</p> <p>但シ前三項トモ並木敷其他付属ノ費用ヲ包含ス</p>	<p>市郡連帯当該年度巡查配 置数ニ割合分担</p> <p>市 部 負 担</p> <p>郡 部 負 担</p> <p>市郡連帯当該年度巡查配 置数ニ割合分担</p> <p>市 部 負 担</p> <p>郡 部 負 担</p> <p>市郡連帯前々年度十二月 末日現在戸数ニ割合分担</p> <p>市 部 負 担</p>

郡内河海治水ニ関スル費用	郡	部	負	担
町村土木補助費	郡	部	負	担
県会議諸費				
県会及県参事会ニ関スル費用	市郡連帯前々年度十二月末日現在戸数ニ割合分担			
但シ議員及参事会員ニ属スル費用弁償額ハ除ク				
市部会及市部選出議員並参事会員ニ関スル費用	市	部	負	担
郡部会及郡部選出議員並参事会員ニ関スル費用	郡	部	負	担
衛生及病院費				
衛生会、衛生検査、針灸灸治雑業營業鑑札及伝染病予防ニ関スル費用	市郡連帯前々年度十二月末日現在戸数ニ割合分担			
市ニ属スル売薬行商鑑札及検徽ニ関スル費用	市	部	負	担
郡部ニ属スル前事項ノ費用	郡	部	負	担
市町村衛生補助費				
市費ニ属スル衛生補助ニ関スル費用	市	部	負	担
町村費ニ属スル衛生補助ニ関スル費用	郡	部	負	担
教育費				
師範学校ニ関スル費用	市郡連帯前々年度十二月末日現在小学校学級数ニ割合分担			
第一中学校ニ関スル費用	市郡連帯前々年度十二月末日現在在学生徒数ニ割合分担			

郡内河海治水ニ関スル費用	郡	部	負	担
町村土木補助費	郡	部	負	担
県会議諸費				
県会及県参事会ニ関スル費用	市郡連帯前々年度十二月末日現在戸数ニ割合分担			
但シ議員及参事会員ニ属スル費用弁償額ヲ除ク				
市部会及市部選出議員並参事会員ニ関スル費用	市	部	負	担
郡部会及郡部選出議員並参事会員ニ関スル費用	郡	部	負	担
衛生及病院費				
衛生会、衛生検査、針灸灸治雑業營業鑑札及伝染病予防ニ関スル費用	市郡連帯前々年度十二月末日現在戸数ニ割合分担			
市ニ属スル売薬行商鑑札及検徽ニ関スル費用	市	部	負	担
郡部ニ属スル前事項ノ費用	郡	部	負	担
市町村衛生補助費				
市費ニ属スル衛生補助ニ関スル費用	市	部	負	担
町村費ニ属スル衛生補助ニ関スル費用	郡	部	負	担
教育費				
師範学校ニ関スル費用	市郡連帯前々年度十二月末日現在戸数ニ割合分担			

但シ本県在籍者ハ其本籍地ニ他府県ヨリ寄留者ハ其ノ寄留地ニ算入ス	
第二中学校ニ関スル費用	市郡連帯前々年度十二月末日現在戸数ニ割合分担
高等女学校ニ関スル費用	市郡連帯分担割合前項ニ同シ
但シ前二項トモ明治三十五年度以降ハ第一中学校ノ例ニ依リ在學生徒数ニ割合分担スルモノトス	
第三中学校ニ関スル費用	市郡連帯分担割合前項ニ同シ
小学校教員検定及教科用図書審査ニ関スル費用	市郡連帯前々年度十二月末日現在在學校生徒数ニ割合分担
学事ニ関スル諸費	市郡連帯分担割合前項ニ同シ

『神奈川県会史』第三卷より

ル費用」が前年通り「郡部負担」となっていること、「衛生及病院費」が、すべて「市郡連帯……戸数ニ割合分担」となっていることなど、前述の協定が、そのまま制度化されていることがわかるであろう。

一九〇九年治 神奈川県における分担問題は、こうした経緯を経て完全に鎮静した。というのは、その後、明治期を通して水堤防費建議 分担関係にはまったく変化が生じなかったし、変化を求める議案が理事者から提出されることもなくなった

からである。とはいえ、その動きが少しもなかったわけではなく、一九〇九（明治四十二）年十二月の県会に、郡部議員から治水費負担変更の建議案が出されたことがある。ここでは、簡単にそれを紹介しておこう。建議案は、「従来郡部支弁ニ属スル多摩川、相模川、酒匂川ノ治水堤防費ハ市郡連帯支弁トナスヲ至当ナリト信スルカ故ニ来県会ニ於テ其負担割合更正ノ議案ヲ

提出セラレンコトヲ望ム」というもので、市部議員の一斉退場ののち、建議と決まった。提案者や賛成者の主張では、「兎ニ角県全体ヲ以テ支弁スルノガ至当」「相模川ニ就テハ、非常ニ横浜市ニ関係ヲ有ツテ居リマス」「東京府ノ方ハ連帯支弁デヤツテ居リ、神奈川県ノ方ハ郡部支弁」「相模川ノ如キハ飲用水ニモ大関係ガアリ」「東京府ノ方デハ完全ノ仕事ヲスルガ、コチラデハ、不完全ノ仕事」などという理由のほか、「元来此治水ナルモノハ国家事業、所謂国庫支弁ガ相当……併シ今日ノ処デハ県ノ事業ニ属シテ居リ……県ノ事業トシタ以上ハ矢張り連帯支弁ガ相当」という、かつて市部が監獄費について用いたのとまったく同じロジックの主張もあった（引用は、いずれも『神奈川県会史』第三卷七九二―七九三ページ）。

建議の背景として、この前後神奈川県では風水害による河川の損壊が多く、郡部はその負担にたえないという事情も働いていたと思われるし、やはり、もともと治水費は連帯支弁にすべきだという要求が郡側には一貫してあったのであろう。しかし、この建議が生かされて、分担方式が変わったということはなかった。この時点で、改めて県政を混乱させるような改正が、実現しうる条件はなかったからであろう。

## 第三節 財政の実態

### 一 財政の構造

#### 県内の財政概観

神奈川県が新「府県制」にもとづいて、新たな県財政を本格的に発足させた一九〇〇（明治三十三年）をとってみると、その歳出規模は八三・七万円であった。それは、のちに詳しくみるように、連帯・市部・郡部の三部

表 3-73 県内総支出額 (1907年)

区 分	金 額 (比率)
県 歳 出	2,093,781円 (31.6)%
(市 部)	( 365,758) ( 5.5)
(郡 部)	( 864,024) (13.0)
(連 帯)	( 863,999) (13.0)
郡 歳 出	79,670 ( 1.2)
市 町 村 歳 出	3,842,512 (57.9)
国庫支出県経費	615,457 ( 9.3)
計	6,631,420 (100.0)

注 『神奈川県統計書』より算出。市町村歳出額は『県統計書』によれば4,174,308円であるが、ここから県税部分に当たる300,792円(市部歳入の「市予算編入額」)と郡部の収入に当たる「町村分賦額」31,004円とを除いたため、上記の3,842,512円となっている。比率は小数点第2位を4捨5入(以下、本章中の表について同じ)。

表 3-74 県内徴税額 (1907年)

区 分	金 額 (比率)
県 税	1,106,976円 (18.9)%
市 町 村 税	1,193,976 (20.4)
直 接 国 税	3,561,471 (60.7)
計	5,862,423 (100.0)

注 『神奈川県統計書』より算出。市町村税額は、『県統計書』によれば、1,494,768円であるが、ここから県税部分に当たる300,792円を除き、それを県税806,184円に加えたため、それぞれ上記のような金額になる。

とには問題があるので、いちおう一般会計的な性格のものについて、県のほか、国庫・郡・市町村の歳出をとり出して集計したのが、表三七七である。ここで一九〇七年をとりあげたのに、特別な意味はない。本章で取り扱う時期のほぼ半ばに当たっており、かつ日露戦争も終わって、財政がいちおう平時化した時点なので、例示に便利だからである。

これによると、県内の歳出合計六六三万円のうち、県はわずかに三一・六割の二〇九万円を占めるにすぎず、市町村が三八四万円(五七・九割)で、過半を分担していることがわかる。また、国庫から支出されているものが一割ちかくある。これは、『県統計書』では「本庁経費」として載せられているものであるが、このなかでは、たとえば県庁の官吏の俸給旅費や、地方費補給、横浜の港湾費などが大口であり、県内で、中央政府が直接責任を負う部門についての支出といつてよい。小口なが

から成っている一般会計支出を合計したものであり、そのおののは、二四・九万円、一七・八万円、四一・二万円であった。しかし、いうまでもなく、県内の財政はこれに限られるわけではない。県についても、多くの特別会計や基金があるし、県財政のほかに市町村財政などもあるからである。といつても、それらすべてを合計するこ

ら、徴兵費などはその端的なあらわれといえよう（ただし、内務省所管のみで、他省分については、目下のところ不明である）。郡の支出は、わずかに一割程度である。その財源は町村分賦額、国・県補助金、財産収入、雑収入、寄付金などから成っており、支出内容では、教育費・勸業費・各種補助などが多い。金額的にはわずかな意味しかないが、「郡制」廃止前のこの時期には、県の出先とはいえ、このように、いちおう独立性をもった財政が運用されていたのである。

なお、県内の各財政の相対的な地位をちがった角度からみるために、税の徴収額をみておく必要がある。表三一七四がそれを示している。これで見ると、県内から徴収される租税全体は、五八六万円にのぼるのに、そのうち六〇・七割、三五六万円は国税として国庫に吸い上げられ、残りの二三〇万円を県と市町村とで、ちょうど二〇割程度ずつ折半していることがわかる。なお、この年には、国庫は右の国税のほか、国庫雑収入として六二万円ほどを吸い上げている。ただし、このうち五〇万円は横浜港湾設備納付金であって、それは、同年国庫が支出している港務費と海港検疫費の合計と、ほぼ見合う大きさである。このように、国庫による吸上げは、一方で支出によってある程度相殺されるが、差引きどうなるであろうか。まず、国庫からの支出をみると、前掲国庫支出県経費六一・五万円のほか、『県統計書』によって計算すると、県への補助金・補給金・下渡金計三九・八万円、市町村への補助金・補給金・交付金一〇万円、郡への補助金一三五〇円などがあり、合計すると一一一万円となる（ただし、制度が不明なため、この間に重複があるかもしれない）。一方、国庫の吸上げは国税・雑収入合計四一八万円であるから、国庫への吸上げ超過は三〇七万円という計算になる。したがって、量的にみるかぎり、県内で観察される財政現象のうち、最大のものは国庫への資金吸上げ、ということになるわけで、市町村歳出がこれに次ぎ、県財政は第三位という位置づけである。

以下、その県財政（一般会計）に立ち入って検討するわけであるが、そこで正面からとりあげえない特別会計について、ここ



表 3-75 連帯部特別会計 (1907年)

特別会計名	金額	特別会計名	金額
歳入	円	歳出	円
市町村立小学校教員恩給基金	7,558	市町村立小学校教員恩給基金支出額	2,887
市町村立小学校教員恩給金収入	7,725	市町村立小学校教員恩給金支出額	7,725
勸業資金	2,331	勸業資金利子支出額	132
勸業資金利子収入	—	第一中学校水料基金支出額	337
第一中学校水料基金	4,204	第一中学校水料基金利子支出額	—
第一中学校水料基金利子収入	—	慈恵救済恩賜基金利子支出額	791
慈恵救済恩賜基金	791	師範学校図書器械購入基金利子支出額	279
慈恵救済恩賜基金利子収入	—	第一中学校図書器械購入基金	270
師範学校図書器械購入基金	3,379	第一中学校図書器械購入基金利子支出額	—
師範学校図書器械購入基金利子収入	—	市町村立小学校教員加俸資金支出額	18,938
第一中学校図書器械購入基金	3,270	教育資金支出額	14,950
第一中学校図書器械購入基金利子収入	—	普通教育奨励金	4,815
市町村立小学校教員加俸資金収入額	65,411	罹災救助基金	33,854
教育資金収入額	36,160		
薫育院基本財産	100		
日露戦役記念学校資本金	906		
高等女学校図書器械購入基金	102		
罹災救助基金	59,968		
普通教育奨励金	5,496		
県庁舎建築資金	400,000		
歳入総計	597,402	歳出総計	84,979

注 『神奈川県統計書』より。金額は円未満4捨5入。

で一覧表をかか  
くことにしよう  
(表三・七五)。県財政が三  
部から成っていること  
に対応して、特別会計  
も三部それぞれに設け  
られている。とはいえ、  
一九〇七年の場合、市  
部・郡部については、  
それぞれに土木基金・  
教育基金の二会計がお  
かれてにすぎず、  
しかも両部とも、二会  
計は同額ずつ(市部二  
八七円、郡部四三七四円)  
が歳入にあがっている  
にとどまる。そこで、

ここでは連帯部の特別会計にかぎって表出したわけである。みるとおり、特別会計はすべて基金・資金を保有したり積み立てたりする、いわば「資金会計」から成っている。

**三部経済の財政構造** 前項では県全体の財政をながめ、そのなかに県財政を位置づける作業をしたのであるが、今度は、県財政をとり出して、その三部経済としての財政構造をしらべることとする。

改正「府県制」が本格的に発足した一九〇〇年の場合、県財政支出は、連帯二四万八八五八円、市部一七万七九一一円、郡部四〇万九九六八円、合計八三万六七八八円であった。ところが、それはいわば純計であって、『県統計書』によってそれぞれの支出の総計をみると、一〇八万五五九六円となっていて、この総計と前の純計との間には、二四万八八五九円の差がある。すなわち、総計のほうには、その分だけ重複があることになる。そして、この額が連帯収入と支出額そのものであることはいうまでもない。というのは、連帯は市部と郡部からの納入を受け入れて成り立っているのだからである。今それを図示すれば、図三―一三がえられる。以下、便宜上郡部の数字を用いて説明するが、図からわかるように、市部の場合もまったく同じ構造となっている。

まず、最下段の歳入からみていこう。郡部歳入は七三万四五七〇円であるが、このうち、翌年への繰越し一五万二〇〇〇円を差し引いた残り五八万二五七〇円は、郡部歳出額と一致する。ところで、この繰越し分を除いた歳入額は、予算・決算上は大きく税収入と税外収入に分けられている。このうち、連帯との関係でいえば、まず第一に税外収入のなかの市郡部連帯郡部収入は、図で示されたとおり、郡部歳出をへて連帯へ納入される。だが、連帯へ納入されるのはそれだけではない。図からわかるように、それ以外の税外収入と税収入を合わせたものの一部も、連帯へ納入される。すなわち、その二者が合わさって、中段の郡部歳出中の(市)郡部分賦負担額をなしているわけである。逆にいえば、郡部歳出五八万二五七〇円(一〇〇割)

図3-13 連帯部・市部・郡部の歳入出関係

<table border="1"> <tr> <td colspan="2">連帯部歳入出 248,858円</td> </tr> <tr> <td>郡部収入 172,602円 (69.4%)</td> <td>市部収入 76,256円 (30.6%)</td> </tr> <tr> <td>郡分賦額 145,305円</td> <td>市分賦額 60,007円</td> </tr> </table>		連帯部歳入出 248,858円		郡部収入 172,602円 (69.4%)	市部収入 76,256円 (30.6%)	郡分賦額 145,305円	市分賦額 60,007円												
連帯部歳入出 248,858円																			
郡部収入 172,602円 (69.4%)	市部収入 76,256円 (30.6%)																		
郡分賦額 145,305円	市分賦額 60,007円																		
<table border="1"> <tr> <td>郡部純歳出 409,968円 (49.0%) (□)</td> <td>市部分賦負担額 (□) 172,602円 (29.7%)</td> <td>市部純歳出 (□) 177,911円 (21.3%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">郡部総歳出</td> <td>市部総歳出</td> </tr> <tr> <td>409,968円 (70.4%) (△)</td> <td>郡部分賦負担額 172,602円 (29.6%) (△)</td> <td>市部分賦負担額 76,256円 (30.0%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">郡部連帯郡部収入額 27,297円</td> <td>市部連帯市部収入額 16,249円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">郡部歳入 734,570円</td> <td>市部歳入 263,762円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">総歳入</td> </tr> </table>		郡部純歳出 409,968円 (49.0%) (□)	市部分賦負担額 (□) 172,602円 (29.7%)	市部純歳出 (□) 177,911円 (21.3%)	郡部総歳出		市部総歳出	409,968円 (70.4%) (△)	郡部分賦負担額 172,602円 (29.6%) (△)	市部分賦負担額 76,256円 (30.0%)	郡部連帯郡部収入額 27,297円		市部連帯市部収入額 16,249円	郡部歳入 734,570円		市部歳入 263,762円	総歳入		
郡部純歳出 409,968円 (49.0%) (□)	市部分賦負担額 (□) 172,602円 (29.7%)	市部純歳出 (□) 177,911円 (21.3%)																	
郡部総歳出		市部総歳出																	
409,968円 (70.4%) (△)	郡部分賦負担額 172,602円 (29.6%) (△)	市部分賦負担額 76,256円 (30.0%)																	
郡部連帯郡部収入額 27,297円		市部連帯市部収入額 16,249円																	
郡部歳入 734,570円		市部歳入 263,762円																	
総歳入																			
<table border="1"> <tr> <td>繰越金 152,000円</td> <td>租税等 582,570円 (69.6%) (△)</td> <td>繰越金 9,595円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">郡部歳入 734,570円</td> <td>市部歳入 263,762円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">総歳入</td> </tr> </table>		繰越金 152,000円	租税等 582,570円 (69.6%) (△)	繰越金 9,595円	郡部歳入 734,570円		市部歳入 263,762円	総歳入											
繰越金 152,000円	租税等 582,570円 (69.6%) (△)	繰越金 9,595円																	
郡部歳入 734,570円		市部歳入 263,762円																	
総歳入																			

注 比率の(△)(□)は、対応することを示す。

右の(市)郡部分賦額以外のもの——郡部歳入のうちで(市部)郡部連帯部収入と記されていたものは、連帯の予算・決算では、ひとまとめにされておらず、たとえば、財産収入のうちの郡部収入とか雑収入のうちの郡部収入とかいうふうには、個別に計上されている。

のなかには、郡部自体の支出分四〇万九千九百六十八円(七〇・四割)と、郡部支出とはいっても、連帯へ納入する(市)郡部分賦負担額一七万二千六〇二元(二九・六割)とがあるわけである(図中印)。

ところで、この一七万二千六〇二元が連帯の郡部収入に当たるわけであるが、この連帯郡部収入の予算・決算のなかに、(市)郡分賦額一四万五三〇五円と表記されているものがある。これは、もとへもどって郡部歳入と対応させれば、そこで(市部)郡部連帯部収入とされていたものを除いたもの、すなわち税収入や連帯部収入以外の税外収入などの一部から、連帯へ納入されたものに当たっている。連帯の収入のうち、

まったく同じ方式で、市部からも連帯に納入されて、郡部からのこのような納入分と合わせたものが、連帯歳入＝連帯歳出二四万八八五八円となるわけであって、前掲図の最上段がそれに当たる。したがって、同図で斜線をほどこした三つの部分が、各三部の支出であり、それを合計すれば、県支出の純計がえられ、市・郡部歳出中に斜線のない「市郡分賦負担額」を含ませ、かつ連帯の支出を合算すれば、全体としては、当然その部分が重複勘定となり、前述の総額一〇八万円余がえられるわけである。

つぎに前掲図によって、それぞれの内部構成をしらべてみよう。純計でみると、歳出は、連帯二九・七割、市部二一・三割、郡部四九・〇割と分担されている(図中(甲)印)。しかし、そのもとになる郡部と市部の歳入は、下段に示すとおり、郡部六九・六割(五八万二五七〇円)に対し、市部三〇・四割(二五万四一六七円)と、七対三に分割されている(図中(乙)印)。中段の歳出をみると、郡部と市部はおのの収入を、さらに七対三の割合に分割して、それ自体の支出と連帯支出とをまかなっている。そこで、上段に示すとおり、結局、郡・市部双方からの納入による連帯二四万八八五八円は、郡部からの収入六九・四割(一七万二六〇二元)、市部三〇・六割(七万六二五六円)から成り立っていることになる。

### 三部経済の構成変化

ところで、このような三部経済制の財政構造自体は、三部制が続く限り、このちもほとんど変わらない。また、右でみたようなさまざまな分担の割合も、あまり大きくは変わらないようにみえるが、むしろ固定的ではなく、ときとして変化をみせる。といっても、必ずしもすべてが明確に一定の方向をさして動くとはいえない。というのは、県財政レベルでは、たとえば県庁舎や学校の建築、災害復旧や道路建設などが、ひとつおこなわれれば、一時的に財政全体を大きく動かさるので、仮に財政に一般的な傾向があっても、それはしばしば攪乱されるからである。とはいえ、以下にみるとおり、大まかにいえば、この時期、県財政のカラーが農村的なそれから都市的なそれへも、次第に移り変わっていくことはたしかなようである。

表 3-76 県 歳 出

円, (%)

区 分	1899年	1900年	1901年	1902年	1903年	1904年	1905年
市郡連帯歳出 (比率)	393,208 (45.6)	248,859 (29.7)	224,992 (22.1)	403,044 (32.4)	289,278 (28.9)	191,287 (18.2)	196,461 (22.0)
市 部 歳 出 (比率)	18,946 (2.2)	177,911 (21.3)	173,212 (17.0)	216,040 (17.3)	279,151 (27.9)	348,365 (33.2)	223,195 (24.9)
郡 部 歳 出 (比率)	449,755 (52.2)	409,968 (49.0)	620,183 (60.9)	626,407 (50.3)	532,905 (53.2)	509,351 (48.6)	475,369 (53.1)
計	861,909	836,738	1,018,387	1,245,491	1,001,334	1,049,003	895,025
区 分	1906年	1907年	1908年	1909年	1910年	1911年	1912年
市郡連帯歳出 (比率)	222,226 (24.2)	863,999 (41.3)	489,808 (25.2)	541,719 (35.8)	593,396 (23.9)	1,053,226 (36.4)	1,176,075 (42.1)
市 部 歳 出 (比率)	234,056 (25.5)	365,758 (17.5)	391,434 (20.2)	340,807 (22.5)	404,544 (16.3)	468,585 (16.2)	412,701 (14.8)
郡 部 歳 出 (比率)	463,164 (50.4)	864,024 (41.3)	1,061,110 (54.6)	631,739 (41.7)	1,486,249 (59.8)	1,375,058 (47.5)	1,207,254 (43.2)
計	919,446	2,093,781	1,942,352	1,514,265	2,484,189	2,896,869	2,796,030

注 『神奈川県統計書』より作成

表 3-77 歳 入

年 次	市 部		郡 部		計	
	円	%	円	%	円	%
1899年	140,967	(13.8)	877,454	(86.2)	1,018,421	(100.0)
1900	263,762	(26.4)	734,571	(73.6)	998,333	(100.0)
1901	258,380	(24.3)	805,097	(75.7)	1,063,477	(100.0)
1902	351,202	(28.2)	894,401	(71.8)	1,245,603	(100.0)
1903	392,012	(35.3)	718,284	(64.7)	1,110,296	(100.0)
1904	420,740	(40.1)	628,410	(59.9)	1,049,150	(100.0)
1905	299,856	(33.5)	596,525	(66.5)	896,381	(100.0)
1906	349,107	(34.4)	665,833	(65.6)	1,014,940	(100.0)
1907	724,625	(26.3)	2,032,695	(73.7)	2,757,320	(100.0)
1908	621,222	(29.3)	1,500,087	(70.7)	2,121,309	(100.0)
1909	590,517	(37.1)	1,003,229	(62.9)	1,593,746	(100.0)
1910	845,809	(29.5)	2,022,335	(70.5)	2,868,144	(100.0)
1911	1,039,478	(31.3)	2,279,194	(68.7)	3,318,672	(100.0)
1912	1,005,137	(37.0)	2,138,100	(68.0)	3,143,237	(100.0)

注 『神奈川県統計書』より作成